



平成 29 年 6 月 26 日  
～ 美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

## 貸切バス適正化事業実施機関を指定 ～ 安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて～

貸切バス事業者に対する適正化事業実施機関として、「一般社団法人沖縄県バス協会」を指定しました。

平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、同年 6 月 3 日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、平成 28 年 12 月 2 日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて、「適正化事業実施機関」が巡回指導等を行うための負担金徴収制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受け、「一般社団法人沖縄県バス協会」から、道路運送法第 43 条の 2 第 1 項及び同法第 43 条の 9 に基づき、「一般貸切旅客自動車運送適正化機関」の指定申請がなされ、本日指定しました。

### 【指定機関の概要】

指 定 日 平成 29 年 6 月 26 日  
名 称 一般社団法人沖縄県バス協会  
所 在 地 沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 2 番 28 号  
指定区域 沖縄県  
指定種別 一般貸切旅客自動車運送事業

参考：適正化機関は平成 29 年 8 月から巡回指導業務（別紙参照）を行うこととして  
おります。

### 【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 山口・山本  
TEL: 098-866-0031 (内線 85361)  
FAX: 098-860-2369

国は悪質事業者に対して重点的に監査を行うこととし、これを可能とするため、適正化機関を活用することにより、すべての貸切バス事業者をチェックして悪質事業者を洗い出す。

**沖縄総合事務局運輸部**  
悪質事業者等に対する監査を重点的に実施

適正化機関からの通報事業者

・法令違反の疑い、改善の未実施 等

下記の事項に該当する事業者

・死亡事故、社会的影響の大きい事故  
・悪質違反(酒気帯び、過労運転等)  
・公安委員会、労働局等からの通報  
・新規事業者

重大事故に結びつく違反により、  
継続的に監視すべき事業者

・過労運転に係る違反  
・運転者の指導・監督の未実施  
・下限割れ運賃による運行  
・法令違反を繰り返す事業者 等

改善状況の確認  
(監視対象事業者)

**許可取消しを含む行政処分等の実施**

悪質事業者  
の通報

**適正化機関**

国の監査の補完等のために巡回指導を実施

H29.8月~

貸切バス事業者に対する  
巡回指導の実施

・沖縄県内の約70者を対象に原則年に1回巡回指導を実施(ただし、一定の要件を満たす安全優良事業者及び国が監査を実施する事業者については沖縄総合事務局運輸部と調整)。  
・貸切バス事業者への巡回指導を行うことにより、国の監査機能を補完するとともに、自主的改善を促進。  
・適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、貸切バス事業者から負担金を徴収。

改善状況の継続的な確認  
(監視対象事業者を除く)